

過疎地域を対象とした金融措置について1

資料5

条項	金融機関等名 (所管省庁)	制度名	対象地域	制度概要		実績 (単位:百万円)
				貸付対象者	貸付内容	
第13条 (資金の確保等)	日本政策金融公庫 (国土交通省)	企業活力強化貸付 (地域活性化・雇用促進資金(過疎地域関連))	過疎地域を含む条件不利地域	3名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する中小企業者	設備資金及び長期運転資金への貸し付け	H26:12,650 H27:8,490 H28:15,262
	(一財)地域総合整備財団 (総務省)	地域総合整備資金貸付	限定なし (過疎地域等については、融資比率及び限度額の引き上げあり※1)	法人格を有する民間事業者	地域振興に資するあらゆる分野の民間事業を対象に、設備の取得等に係る経費への無利子貸し付け ※貸付主体は地方公共団体 ※地方公共団体は、資金の原資を地方債で調達し、その利子の75%は地方交付税措置	H26:4,885 H27:9,981 H28:10,206
第26条 (株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)	日本政策金融公庫 (農林水産省)	振興山村・過疎地域経営改善資金	過疎地域を含む条件不利地域	農林漁業者、農協、森林組合、水産業協同組合、農林漁業者の組織する法人等	都道府県知事の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づく事業への貸し付け	H26:14 H27:なし H28:なし
	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	過疎地域経営改善資金	沖縄県内の過疎地域			

※1具体的な引き上げ幅については詳細版参照

過疎地域を対象とした金融措置について2

条項	金融機関等名 (所管省庁)	制度名	対象地域	制度概要		実績 (単位:百万円)
				貸付対象者	貸付内容	
第27条 (中小企業に対する資金の確保)	－(廃止済み)	地域雇用促進資金 (過疎地域経営改善計画関連) 【平成16年度末廃止】	過疎地域のみ	都道府県知事の認定を受けた経営改善計画に基づき設備投資を行う中小企業者	新たな事業に必要な設備資金及び長期運転資金への貸し付け	－
	－(廃止済み)	地域振興対策貸付 【平成14年度末廃止】	過疎地域を含む条件不利地域	都道府県又は市町村の事業計画に沿って経営の合理化・近代化を図る中小企業者	設備資金及び運転資金への貸し付け (国・都道府県が信用保証協会を経由して金融機関に資金預託し、金融機関が中小企業者に貸し付け)	－
第28条 (沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)	沖縄振興開発金融公庫 (内閣府)	住宅資金(個人住宅資金)	沖縄県内の過疎地域	個人	過疎地域自立促進市町村計画に基づき、集落整備のため過疎地域の住民が移転し住宅を建設する場合に、住宅の新築及び土地の取得に対し、償還期限の特例を設けて貸し付け※1	H26:なし H27:なし H28:なし

※1 特例の具体的な内容については詳細版参照

過疎地域自立促進特別措置法における金融措置の規定

(資金の確保等)

第十三条 国は、市町村計画又は都道府県計画に基づいて行う事業の実施に関し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(株式会社日本政策金融公庫等からの資金の貸付け)

第二十六条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、過疎地域において農業(畜産業を含む。)、林業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対し、その者又はその法人が農林水産省令で定めるところにより作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画であって農林水産省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うものとする。

(中小企業に対する資金の確保)

第二十七条 国は、過疎地域において事業を行う中小企業者が経済産業省令で定めるところにより作成した経営改善のための計画であって経済産業省令で定める基準に適合する旨の都道府県の認定を受けたものに基づく事業の実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

2 国及び都道府県は、前項に定めるもののほか、過疎地域において中小企業者が行う事業であって第一条の目的の達成に資すると認められるものの実施に関し、当該事業者が必要とする資金の確保に努めなければならない。

(沖縄振興開発金融公庫からの資金の貸付け)

第二十八条 沖縄振興開発金融公庫は、市町村計画のうち集落の整備に関する事項に係る計画にのっとり過疎地域の市町村の住民が行う住宅の建設若しくは購入又は住宅の建設若しくは購入に付随する土地若しくは借地権の取得が円滑に行われるよう必要な資金の貸付けについて適切な配慮をするものとする。